

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月

【主管課・室】 環境保健部環境安全課

【評価責任者】 環境安全課長 上家 和子

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 7 - (4) 国際協調による取組の推進
施策の概要	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進等、OECD、UNEP、化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図る。
予算額	376,675 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。
達成状況	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)については、平成16年 5月17日に発効したところである。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約(PIC条約)については、平成16年 2月24日に発効したところである。</p> <p>POPs条約については、我が国は平成14年 8月に締結し、平成15年 1月には環境省が事務局となって関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を設置した。こうした会議を活用して、条約に基づく国内実施計画の策定作業を引き続き進めているところである。</p> <p>PIC条約については、我が国は平成16年 6月15日に締結し、関係省庁が連携して条約を着実に実施しているところである。</p> <p>化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)については、平成15年 7月に国連から勧告がなされ、関係省庁の担当者間で連絡調整を図りつつ、その導入に向けた取組を開始した。平成16年 4月には、関係省庁と連携して作業を行った国連勧告の仮訳を公表したところである。</p> <p>OECDの化学品関連の会合及びUNEPの国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)準備会合等については、関係省庁が会合に参加し、必要な対応を行っている。また、IFCS等、化学物質政策に関係する会合にも必要に応じて会合に参加し、必要な対応を行っている。</p>

下位目標1	<p>化学物質関係の各条約（POPs条約、PIC条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。</p> <p>・化学物質関係の各条約（POPs条約、PIC条約）に関連する国内施策の推進を図り、必要に応じて我が国がリーダーシップを発揮してアジア太平洋地域が連携・協力した対応を進める。</p> <p>・我が国へのGHSの導入を進める。</p> <p>・OECDなど国際機関等が進める化学物質対策との連携を強化する。</p>	
指 標	目標値	目標年次
POPs条約に基づく国内実施計画の策定		条約発効後2年以内 （平成18年 5月16日まで）
POPs条約を踏まえたPOPsモニタリングの実施		毎年度継続
PIC条約の締結(年度)		条約締結（平成16年度の早い時期） （平成15年度中の条約発効）
我が国へのGHSの導入		平成20年度完全実施 （APEC諸国は平成18年目標）
OECD等との連携強化		必要に応じ適宜対応 （会合への参加含む）
達成状況	<p>POPs条約については、我が国は平成14年 8月に締結し、平成15年 1月には環境省が事務局となって設置した部次長級の関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を活用して、条約に基づく国内実施計画の策定作業を引き続き進めているところである。</p> <p>POPsモニタリングを平成16年度も継続して実施した。</p> <p>PIC条約については、平成14年 8月のヨハネスブルグサミットにおいて、平成15年までの発効が目標とされ、平成16年 2月24日に発効した。環境省では、平成15年度中の締結を目標として関係省庁と連携して作業を進めていたところであるが、最終的な締結作業が若干平成16年度にずれこんだため、平成16年度の早い時期の締結を目標として新たに設定した。我が国は平成16年 6月15日に締結し、関係省庁が連携して条約を着実に実施しているところである。</p>	

GHSについては、平成14年 8月のヨハネスブルグサミットにおいて、平成20年までの実施が目標とされ、また、平成14年10月の第14回APEC閣僚会議において、APEC諸国については平成18年までにGHS実施に向けて作業することが奨励された。わが国においては、この目標を踏まえて、関係省庁が協力して、可能なところから導入を目指すこととした。平成15年 7月に国連からGHSの勧告文書が出され、関係省庁の担当者レベルでの連絡調整を図りつつ、その導入に向けた取組を開始した。平成16年 4月には、関係省庁と連携して作業を行った国連勧告文書の仮訳を公表し、また、分類及び表示の導入に向けた消費者アンケート調査の結果を公表した。さらに、引き続き、消費者向けのパンフレットの普及を図った。このほか、関係省庁と連携して分類マニュアルの作成作業を進め、環境有害性に関して一部分類作業を進めた。

OECD等が主催する会合に適宜参加するとともに、PRTRデータの国際比較の作業をリードする等の対応を行った。また、UNEPが取り組んでいる国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の準備会合等に参加し、その策定作業に積極的に関与した。

評価、及び今後の課題

<p>評 価</p>	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>化学物質による地球規模の環境汚染の防止は、国民の安全・安心に関わる重要な問題であり、我が国はPOPs条約及びPIC条約に基づく的確な対応が義務づけられる。</p> <p>GHSについては、平成15年 7月に国連から勧告文書が出され、平成14年に開催されたヨハネスブルグサミットにおいて、平成20年までの実施、APEC（アジア太平洋経済協力会議）に属している国では平成18年までの実施がそれぞれ目標とされており、関係省庁の連携の下で、その導入に向けた早期の対応が必要となっている。</p> <p>OECD等の国際機関において我が国の対応は重要であり、分担金とともにその具体的作業について国際社会における応分の負担を求められている。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力が図られた。</p> <p>下位目標1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標どおり、平成15年 1月には環境省が事務局となって部次長級の関係省庁連絡会議及び課長級の幹事会を設置するとともに、条約に基づく国内実
------------	---

	<p>施計画の策定作業を開始し、条約発効後2年以内の策定に向けて着実に進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PIC条約については、平成16年 6月15日に締結したところであり、今後も引き続き関係省庁と連携しつつ条約を着実に実施する必要がある。 ・ GHSについては、平成15年 7月の国連勧告を踏まえ、平成20年までの完全実施に向けて、平成16年度には、関係省庁が連携して作業を行った国連勧告文書の仮訳の公表、環境省における消費者向けのパンフレットの普及並びに分類及び表示の導入に向けた消費者アンケート調査の公表を行った。また、国内法制度上、化学品に関する表示が義務付けられている物質について分類作業を行うための分類マニュアルの作成作業を進め、環境有害性については一부분類作業を進めた。さらに、関係省庁が連絡調整しつつ国内導入に向けた法制度上の整備についても着実に進んでいる。 ・ 平成16年度においても、OECD等が主催する会合等に必要に応じて適宜参画するとともに、分担に応じて作業も実施してきたところである。また、UNEPが取り組んでいる国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）準備会合等に積極的に関与し、その策定作業に積極的に関与した。 <p>【効率性】（効果とコストとの関係に関する分析等）</p> <p>外部機関の活用や専門家からなる検討の場の活用を図るとともに、関係省庁及び関係部局と連携を図りながら推進しており、効率的な対応がなされている。</p> <p>< 目標に対する総合的な評価 ></p> <p>国際協調による取組は目標に向けて着実に進んでいる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>POPs条約に規定する国内実施計画の目標年次までの作成、及び地球規模でのPOPs削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちな東アジア地域におけるPOPs削減等に対して我が国が積極的に貢献することが必要である。そのため、POPs条約の実施による効果の検証のためのモニタリングをアジア・太平洋諸国も巻き込みながら着実に長期継続的に実施する必要がある。</p> <p>PIC条約に基づく国内対応を引き続き着実に実施する必要がある。</p> <p>GHSの目標年次までの我が国への導入を図る必要がある。</p> <p>OECD等の作業について、引き続き積極的に参加・実施する必要がある。特に、平成18年 2月採択予定の国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）については、積極的に検討を進める必要がある。</p> <p>上記以外の諸外国における化学物質政策への対応についても、関係省庁や関係業界と連携して取り組んでいく必要がある。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	これまで行ってきた施策を引き続き実施するとともに、アジア・太平洋地域におけるPOPsモニタリングの推進等を新たに行う必要がある。 また、平成18年 2月採択予定の国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）については、その策定に向けて積極的に検討を進める必要がある。

特記事項

下位目標1 PIC条約の締結の目標年次については、平成14年 8月のヨハネスブルグサミットにおいて、平成15年中の発効が目標となっており、平成15年度中の締結を目標として関係省庁と連携して作業を進めていたところであるが、最終的な締結作業が若干平成16年度にずれこんだため、平成16年度の早い時期の締結を目標として新たに設定した。 我が国へのGHSの導入の目標年次については、APEC諸国での平成18年までの早期導入が1つの目標となっているため、追加した。

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -7-(4) 国際協調による取組の推進 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) POPs条約に基づく国内実施計画の策定	-	策定中	条約発効後2年以内 (2006年5月16日まで)
POPs条約を踏まえたPOPsモニタリングの実施	-	-	毎年度継続
PIC条約の締結	年度	H16年夏頃見込み (H16年2月24日に 条約発効済み)	条約締結(H16年度 の早い時期) (H15年度中の条約 発効)
指標の解説(指標の算定方法) ・POPs条約に基づく国内実施計画の目標年次までの作成 ・PIC条約の早期締結及び本条約に基づく国内対応の推進			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) PIC条約の締結(公開)	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 ・POPs条約では、条約発効(平成16年5月)後2年以内に作成が義務付けられている国内実施計画を我が国として率先して策定する。 ・PIC条約は、平成16年2月に発効している。			

(施策名) -7-(4) 国際協調による取組の推進 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 我が国へのGHSの導入	-	-	H20年完全実施 (APEC諸国はH18年 目標)
指標の解説(指標の算定方法) ・我が国へのGHSの導入			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 関連情報を適宜公表	特記事項(外部要因の影響など)		
目標値設定の根拠 GHSの導入は、平成20年完全実施、APEC諸国では平成18年目標とされている。			

(施策名) -7-(4) 国際協調による取組の推進 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) OECD等との連携強化	-	-	必要に応じ適宜対応 (会合への参加含む)
指標の解説(指標の算定方法) -			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) -	特記事項(外部要因の影響など) -		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>2年に3回開催されるOECD化学品合同会合については、毎回参加しているところであるが、化学品合同会合の下で行われる個別の作業部会等については、その数が膨大であることから、省内関連部局等の協力も得つつ、それぞれの重要性・緊急性等に応じて対応する。</p>			